

# 設楽ダム建設事業について

平成22年2月

国土交通省中部地方整備  
局設楽ダム工事事務所

# 平成22年度河川局関係予算決定概要

## ■ 河川局の予算全般

河川局関係予算全体について、必要性・事業効果等を勘案し優先順位づけを徹底するとともに、実施する事業についてはさらなる効率化を図る。

### 1. 維持管理

既存施設が機能発揮するよう、コスト縮減に努めつつ適切な維持管理を行うとともに、既存ストックの有効活用、長寿命化対策を進める。

### 2. 災害対応・危機管理対策

災害が発生した地域において再度災害の防止対策を優先的に実施するとともに、災害が発生した場合の危機管理体制の充実を図る。

### 3. 予防的な治水対策

国民の生活の安全安心を確保するため、災害危険度の高い地域における効果的な災害予防対策を重点的に実施するとともに、併せて気候変動・地球温暖化への適応策を実施する。

### 4. 良好な河川環境の回復

循環と共生のための社会資本整備を進める観点から、河川の再自然化や湿原の復元、ビオトープの整備など、環境再生のための河川整備を地域のNGOなどと協力しつつ実施するとともに、併せて観光振興、まちづくり・地域づくりを支援する。

### 5. その他

#### (1) ダム建設事業の見直しについて

治水事業については、「できるだけダムにたよらない治水」へ政策転換するとの考え方にに基づき、事業実施中のダム事業を「検証の対象とするもの※」と「事業を継続して進めるもの」とに区分した上で、検証の対象となるダム事業について、平成21年12月3日に立ち上げた「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が来年夏頃に中間とりまとめとして示す予定の新たな基準に沿って、個別ダムの検証を行うこととしたところ。

(※「要請」するものも含む)

これに基づき、ダム建設事業の平成22年度予算案においては、具体的に、以下のように措置。

○継続して進めることとしたダム事業（４７事業（５５施設））

- ・可能な限り計画的に事業を進めるために必要な予算を計上。

（川辺川ダムは生活再建事業を継続）

○検証の対象となるダム事業（８９事業（９０施設））

- ・基本的に、①用地買収、②生活再建工事、③転流工工事、④本体工事の各段階に新たに入らないこととし、地元住民の生活設計等への支障も配慮した上で、現段階を継続する必要最小限の予算を計上。

（ハッ場ダムは生活再建事業を継続。１２月以降に本体工事の契約を行った、または予定している補助ダム事業については、別途改めて判断する。）

なお、各道府県実施のダム事業については、１２月１５日付の文書等により、関係道府県知事に対して、検証の対象となるダムも含め、検証への協力を要請したところであり、補助ダム事業の予算については、実施計画確定後に公表することとする。

## （２）社会資本整備総合交付金（仮称）の創設

与党の「平成２２年度予算重要要点」及び先のマニフェストを踏まえ、活力創出、安全・安心、地域住宅などの政策目的実現のため地方公共団体が行う社会資本に関する基幹的な事業（基幹事業）のほか、関連する社会資本整備や基幹事業の効果を一層高める社会資本整備以外の幅広い事業を一体的に支援するための交付金を創設する。

新たな交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として創設する。

## （３）直轄事業負担金の抜本的見直し

### ○維持管理に係る直轄事業負担金の廃止

- ・マニフェストに盛り込まれた直轄事業負担金制度の廃止に向けた第一歩として、平成２２年度から維持管理費負担金を廃止する。ただし、経過措置として、維持管理のうち特定の事業に要する費用については、平成２２年度に限り負担金を徴収する（平成２３年度には維持管理費負担金を全廃）。
- ・一級水系に係る流水占用料等の取扱いについては、引き続き、検討する。

### ○業務取扱費に対する地方負担等の廃止

- ・事務の合理化等を図るため、直轄事業の業務取扱費（退職手当、営繕宿舍費等）に係る地方負担制度を全廃し、併せて補助事業（公共事業）の事務費に対する国庫補助制度も全廃する。

事業実施中の国土交通省所管ダム事業一覧【直轄・水資源機構】

No.	事業主体	事業名	平成21年度当初予算 (百万円)		平成22年度予算案 (百万円)	
			共同費	国費	共同費	国費
1	北海道開発局	幾春別川総合開発	5,444	4,505	2,405	2,028
2	北海道開発局	夕張シューパロダム	5,450	4,633	7,698	6,589
3	北海道開発局	沙流川総合開発	2,100	1,764	399	355
4	北海道開発局	サンルダム	2,370	1,998	1,166	1,012
5	北海道開発局	留萌ダム	2,920	2,476	平成21年度完成予定	
6	東北地整	津軽ダム	6,010	4,777	10,177	8,195
7	東北地整	胆沢ダム	22,837	17,283	18,494	14,182
8	東北地整	森吉山ダム	3,150	2,570	1,971	1,708
9	東北地整	成瀬ダム	2,290	1,850	2,726	2,294
10	東北地整	長井ダム	12,107	9,205	2,416	1,964
11	関東地整	湯西川ダム	15,600	8,406	21,937	12,000
12	関東地整	霞ヶ浦導水	920	644	650	600
13	関東地整	八ッ場ダム	22,500	8,559	15,450	6,373
14	北陸地整	利賀ダム	2,212	1,538	1,875	1,477
15	中部地整	三峰川総合開発	555	383	368	326
16	中部地整	新丸山ダム	2,225	1,539	930	827
17	中部地整	横山ダム再開発	2,000	1,421	1,244	930
18	中部地整	設楽ダム	1,990	1,224	2,766	1,888
19	中部地整	天竜川ダム再編	965	676	956	716
20	近畿地整	足羽川ダム	1,314	966	701	601
21	近畿地整	大戸川ダム	500	350	773	663
22	近畿地整	大滝ダム	5,254	3,360	3,791	2,524
23	近畿地整	天ヶ瀬ダム再開発	135	84	351	233
24	近畿地整	紀の川大堰	5,552	4,292	平成21年度完成予定	
25	中国地整	殿ダム	8,455	6,885	13,913	11,420
26	中国地整	尾原ダム	10,360	8,612	13,008	10,892
27	中国地整	志津見ダム	4,371	3,809	3,086	2,732
28	四国地整	長安口ダム改造	1,011	786	1,417	877
29	四国地整	中筋川総合開発	1,711	1,479	844	798
30	四国地整	山鳥坂ダム	1,244	914	558	464
31	四国地整	鹿野川ダム改造	1,640	1,180	1,609	1,211

事業実施中の国土交通省所管ダム事業一覧【直轄・水資源機構】

No.	事業主体	事業名	平成21年度当初予算 (百万円)		平成22年度予算案 (百万円)	
			共同費	国費	共同費	国費
32	九州地整	大分川ダム	2,900	2,234	1,556	1,321
33	九州地整	嘉瀬川ダム	16,798	12,884	11,548	9,033
34	九州地整	川辺川ダム	2,100	1,484	1,650	1,383
35	九州地整	立野ダム	553	418	418	390
36	九州地整	本明川ダム	349	291	253	240
37	九州地整	鶴田ダム再開発	1,006	824	3,220	2,716
38	沖縄総合事務局	沖縄東部河川総合開発	5,418	3,538	6,110	4,006
39	沖縄総合事務局	沖縄北西部河川総合開発	1,052	397	255	169
40	水資源機構	思川開発	9,500	5,674	4,044	2,385
41	水資源機構	武蔵水路改築	1,550	484	4,200	1,447
42	水資源機構	川上ダム	3,800	2,657	1,700	1,416
43	水資源機構	丹生ダム	620	237	360	182
44	水資源機構	小石原川ダム	8,200	5,223	2,800	1,993
45	水資源機構	大山ダム	9,300	4,101	10,000	4,631
46	水資源機構	木曾川水系連絡導水路	1,800	825	500	301
47	水資源機構	滝沢ダム	2,200	842	4,098	1,648
48	東北地整	鳴瀬川総合開発	155	109	155	151
49	東北地整	鳥海ダム	330	275	290	283
50	関東地整	荒川上流ダム再開発	28	19	11	10
51	関東地整	吾妻川上流総合開発	100	70	55	49
52	関東地整	利根川上流ダム群再編	200	140	80	72
53	中部地整	上矢作ダム	20	14	平成22年度より中止	
54	九州地整	筑後川水系ダム群連携	150	111	73	61
55	九州地整	城原川ダム	255	194	95	80
56	九州地整	七滝ダム	17	13	17	14

平成21年12月25日

新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業を選定する  
考え方について

- 全国のダム事業について、これまで、「検証の対象とするもの(※「要請」するものも含む)」と「事業を継続して進めるもの」に、年末までに区分するとの方針を示してきたところである。
- 今般、平成22年度に事業が行われる136事業(145施設)のうち、事業の進捗状況、事業の性格等の観点から、下記の3項目のいずれかに該当するダム事業(47事業(55施設))については、検証の対象から除いて事業を継続して進めることとした。
  - ① 既に、ダムに頼らない治水対策の検討が進んでいるもの  
(川辺川ダムのみ。平成22年度は生活再建事業を継続する)
  - ② 既存施設の機能増強を目的としたもの  
(ダムの嵩上げや再建設により貯水規模が増加するものは含まれない)
  - ③ 11月までにダム本体工事の契約を行っているもの
- 上記に該当しないダム事業(89事業(90施設))については、すべて検証の対象とすることとした。
- 補助事業については、国が検証を強制する権限はないが、12月15日付の文書(「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換に対するご協力をお願い)等により、関係の37道府県知事に対して、検証の対象となるダムも含め、検証への協力を要請したところである。

## 【参考】

1. 平成 22 年度予算案においては、下記の考え方とする。
  - 1) 継続して進めることとしたダム事業について
    - ・ 可能な限り計画的に事業を進める予算案とする。
    - ・ ただし、川辺川ダムについては生活再建事業を継続する。
  - 2) 検証の対象となるダム事業について
    - ・ 基本的に、用地買収、生活再建工事、転流工工事、本体工事の各段階に新たに入らず、現段階を継続する必要最小限の予算案とする。
    - ・ ただし、ハツ場ダムについては生活再建事業を継続する。
    - ・ また、補助ダム事業のうち、12 月以降に本体工事の契約を行った、または予定している 5 ダムについては、各県の最終判断を踏まえ、別途改めて判断する。
- 2 個別ダム事業の予算の公表の扱いは、下記の考え方とする。
  - 1) 直轄事業、水資源機構事業について
    - ・ 例年通り、年末に公表することとする。
  - 2) 補助事業について
    - ・ 12 月以降に本体工事の契約を行った、または予定している 5 ダムにおける各県の最終判断を踏まえた上で補助ダム事業の予算を確定することとしているため、例年とは異なり、年末時点ではなく、年度末の実施計画確定後に公表することとする。

第1回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議  
委員名簿

座長

中川博次 京都大学名誉教授

委員

宇野尚雄 岐阜大学名誉教授

三本木健治 明海大学名誉教授

鈴木雅一 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

田中淳 東京大学大学院  
情報学環総合防災情報研究センター長・教授

辻本哲郎 名古屋大学大学院工学研究科教授

道上正規 鳥取大学名誉教授

森田朗 東京大学公共政策大学院教授

山田正 中央大学理工学部教授

(敬称略、五十音順)



## 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議規約（案）

### （名称）

第1条 本会は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」（以下「会議」という。）と称する。

### （目的）

第2条 「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸及び総合的な評価の考え方等を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築し、提言することを目的とする。

### （委員の任命）

第3条 委員は、学識経験がある者から、国土交通大臣が任命する。

### （会議）

第4条 会議には座長をおき、会議に属する委員のうちから、国土交通大臣が指名する。

- 2 座長は、議長として会議の議事を整理する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。
- 4 会議は原則として非公開で開催する。
- 5 会議配付資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。
- 6 会議における議事要旨については、会議後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省ホームページに公開するものとする。
- 7 会議における議事録については、あらかじめ委員に確認の上、発言者氏名を除いたものを国土交通省ホームページに公開するものとする。

### （事務局）

第5条 会議の事務局は、河川局河川計画課に置く。

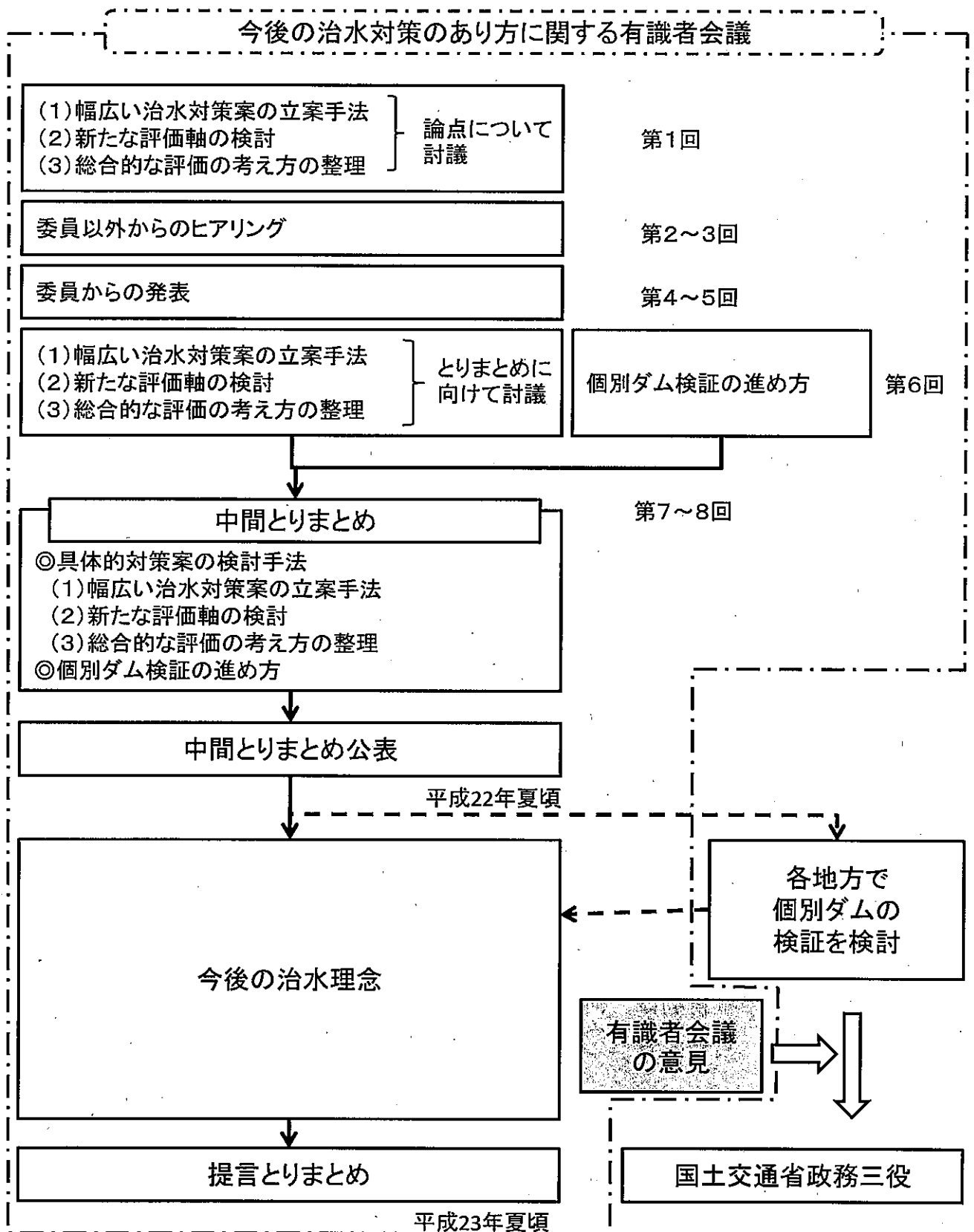
- 2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

### （雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

### （附則）

- 1 この会議は、平成21年〇〇月〇〇日から施行する。



※スケジュールは現時点の案であり、今後の会議の議論等によって変わる可能性がある。